

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課

新型コロナウイルス感染症に係る安定的な一般廃棄物処理の継続について

一般廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症に関しまして、全国の多くの地域で新規感染者数が急速に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大が継続している状況にあります。廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、緊急事態宣言の期間中であっても、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められるところ、関係の皆様におかれましては、廃棄物処理業が継続されるよう、様々な対策を講じられてきたことと存じます。

しかしながら、複数の陽性者が確認されたことから、業務に必要な職員の確保が困難となり、やむを得ず一部の収集業務を休止する地方公共団体もみられることなどを踏まえ、各都道府県におかれましては、改めて下記内容を御確認いただくとともに、貴管内市区町村に必要な事項を改めて周知する等により、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策をより一層適切に実施することを通じて貴管内の廃棄物の処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 廃棄物処理事業継続計画の策定について

令和2年3月4日付け環境省環境再生・資源循環局長通知（循環適発第2003044号）において、「市町村は一般廃棄物の統括的責任を有することから、市町村及び一般廃棄物処理業者における個人防護具の確保を含む感染防止等の事業継続のための取り組みに努めること」と通知したところである。

また、廃棄物処理を安定的に継続するに当たっては、危機管理体制や感染防止策、事業継続に必要な人員及び物資の確保等をあらかじめ検討することが有効であると考えられる。そのため、令和2年4月1日付け事務連絡において、新型インフルエンザ発生時の廃棄物処理事業継続計画作成例の内容を一部変更したものを各都道府県・市区町村に対して共有するとともに、令和2年7月27日付け事務連絡において、一般廃棄物分野の対策事例アンケート結果の公表に際し、新型コロナウイルス感染症を想定した一般廃棄物処理事業継続計画の実例も併せて公表したところである¹。

については、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」も参照しつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画に関して、改めて貴管内市区町村へ周知を行っていただき、策定済みの市区町村にあっては、その内容を市区町村内及び廃棄物処理業者とで改めて確認すること、未策定の市区町村にあっては、一般廃棄物の統括的処理責任を有する市区町村が廃棄物処理業者と協力の上で早急に策定することについて働きかけをお願いします。

なお、仮に市区町村内の清掃事務所、処理施設、一般廃棄物処理業者の作業員の間で感染拡大が発生した場合には、市区町村においては、廃棄物処理事業継続計画等で定めるべき優先業務の対応状況などを踏まえ、独自で対応可能か総合的に検討し、新型コロナウイルス感染症の影響の規模や組織体制等によっては、他市区町村への応援要請、都道府県内の他市区町村等の施設での処理に向けた調整を都道府県に要請することを検討するよう、貴管内市区町村に周知いただきたい。なお、その際には、廃棄物処理事業継続計画と整合をとりつつ、災害廃棄物のための災害支援協定や相互支援協定も参考となる。

また、要請を受けた都道府県は、必要な人的・物的支援を行っても当該市区町村だけでは処理が行えないと判断される場合には、当該市区町村と協議の上、周辺市区町村での一般廃棄物処理に向けて、当該市区町村を支援されたい。都道府県域を越える支援が必要となる場合や都道府県域を越えて連携して処理した方が効率的である場合には、都道府県間で連携して処理に向けた調整を行われたい。

第二 廃棄物処理事業継続のための感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たっては、当該ウイルスや廃棄物に係る科学的な知見に基づき、必要な対策を講じつつ処理業務に従事する必要があることから、上述した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」のほか、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画、地方公共団体における各種対策事例、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A、これまで発出した通知の内容について、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に改めて周知いただき、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いする。

また、これまでに各地方公共団体による廃棄物処理関係者におけるクラスター発生報告の

¹ 公表先の URL : http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html

中には、感染の原因として、日常生活でマスクをせず会食をしていた等の報告もあることから、日常生活を通じての感染が職場でのクラスターの発生につながり得るとの意識を持ち、廃棄物処理に従事していない日常生活においても、今般の感染拡大の状況を踏まえ、感染防止対策をより一層徹底することについても同様に周知をお願いします。

加えて、新型コロナウイルスワクチンは新型コロナウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、また、重症化を予防する効果が期待されていることから、一般廃棄物処理の業務に携わる方のうち希望される方が円滑かつ早期に新型コロナウイルスワクチンを接種できるよう、改めて貴都道府県及び貴管内市区町村の御協力、御尽力をお願いします。

第三 クラスターが発生した場合の環境省への情報提供等について

令和3年7月12日付けの事務連絡等において、一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスター²が発生した場合には市区町村から廃棄物適正処理推進課及び各地方環境事務所に御連絡をいただくこと、①当該クラスターの感染源や感染経路に関する保健所等の見解、②今後実施される感染防止対策、③廃棄物処理の継続に係る今後の対応（処理のひっ迫状況、休止等の見込み）等についても、環境省において状況等を把握の上で必要な検討を実施するため、可能な範囲で併せて情報提供いただくことについて、貴管内市区町村に周知をお願いしてきたところであり、改めて周知をお願いします。

以上

² クラスター（小規模な患者の集団）とは、同一の感染源で5人以上の陽性者が発生した場合を想定していますが、一般廃棄物処理への影響が考えられる場合においては、「同一の感染源」又は「5人以上」といった要件によらず、前広に情報提供いただければ幸いです。